

別紙 1

岐阜県居宅介護職員初任者研修等事業者指定一覧

課 程	時 間 数
居宅介護職員初任者研修課程	130
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	50
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	10
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5
同行援護従業者養成研修一般課程	28
同行援護従業者養成研修応用課程	6
行動援護従業者養成研修課程	24
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	20
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	16

別紙2

岐阜県居宅介護職員初任者研修等事業者指定 カリキュラム一覧

別表1 居宅介護職員初任者研修

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
居宅介護職員初任者研修	講義及び演習	職務の理解	6	講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
		介護における尊厳の保持・自立支援	9	
		介護の基本	6	
		介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	
		介護におけるコミュニケーション技術	6	
		障害の理解	6	
		認知症・行動障害の理解	6	
		老化の理解	3	
		こころとからだのしくみと生活支援技術	75	
		振り返り	4	講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
合 計			130	
(注) 右記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。				

別表2 障害者居宅介護従業者基礎研修

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
障害者居宅 介護従業者 基礎研修	講 義	福祉サービスを提供する際の基本的な考 え方に関する講義	3	
		障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度 及びサービス並びに社会保障制度に関する 講義	4	
		居宅介護に関する講義	3	居宅介護従業者の職 業倫理に関する講義 を行うこと。
		障害者及び老人の疾病、障害等に関する 講義	3	
		基礎的な介護技術に関する講義	3	
		家事援助の方法に関する講義	4	
		医学等の関連する領域の基礎的な知識に 関する講義	5	
	演 習	福祉サービスを提供する際の基本的な態 度に関する演習	4	
		基礎的な介護技術に関する演習	10	
		事例の検討等に関する演習	3	
実 習	生活介護を行う事業所等のサービス提供 現場の見学	8		
合 計			50	

別表3-1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
重度訪問介 護従業者養 成研修基礎 課程	講 義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する 講義	2	重度訪問介護に従事 する者の職業倫理に 関する講義を行うこ と。
		基礎的な介護技術に関する講義	1	
	実 習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者との コミュニケーションの技術に関する実習	5	
		外出時の介護技術に関する実習	2	
合 計			10	

別表 3-2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	講 義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	
		コミュニケーションの技術に関する講義	2	
		緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	
	実 習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害程度区分 5 又は 6 である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を 1 か所以上含むこと。
合 計			10	
(注) この表に定める研修課程は、別表 3-1 に定める内容以上の研修課程を修了した者を対象として行われるものとする。				

別表 3-3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	講 義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める基本研修(以下「基本研修」という。)に相当する研修課程
		基礎的な介護技術に関する講義	1	
		コミュニケーションの技術に関する講義	2	
		喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	基本研修に相当する研修課程
		経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	基本研修に相当する研修課程
	演習	喀痰吸引等に関する演習	1	基本研修に相当する研修課程
	実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	
		外出時の介護技術に関する実習	2	
		重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	
	合 計			20.5

別表4-1 同行援護従業者養成研修一般課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
同行援護従業者養成研修一般課程	講 義	外出保障	1	
		視覚障害の理解と疾病①	1	
		視覚障害の理解と疾病②	0.5	視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対し法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者」という。）にあつては、受講を免除する。
		視覚障害者(児)の心理	1	
		視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
		同行援護の制度	1	
		同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
		講義・演習	情報提供	2
	代筆・代読①		1	
	代筆・代読②		0.5	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。

演 習	誘導の基本技術①	4	
	誘導の基本技術②	3	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4	
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
	交通機関の利用	4	
合 計		28	

別表 4 - 2 同行援護従業者養成研修応用課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
同行援護従業者養成研修応用課程	講 義	サービス提供責任者の業務	1	
		様々な利用者への対応	1	
		個別支援計画と他機関との連携	1	
		業務上のリスクマネジメント	1	
		従業者研修の実施	1	
		同行援護の実務上の留意点	1	
合 計			6	
(注) この表に定める研修課程は、別表 4 - 1 に定める内容以上の研修課程を修了した者を対象として行われるものとする。				

別表 5 行動援護従業者養成研修課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
行動援護従業者養成研修課程	講 義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	

		強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	
		強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3	
		強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5	
演 習		基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	
		行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	
		行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	
		障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3	
		環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3	
		記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5	
		危機対応と虐待防止に関する演習	1	
合 計			24	

別表6 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
視覚障害者 移動介護従 業者養成研 修課程	講 義	障害福祉に係る制度及びサービスに関する講義	3	移動の介護に係る制度及びサービスに関する講義を行うこと。
		身体障害者居宅介護等に関する講義	3	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
		視覚障害者の疾病、障害等に関する講義	2	
		基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	2	
		障害者の心理に関する講義	1	

	演 習	移動の介護に係る技術に関する演習	9	
合 計			20	

別表7 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

課 程	区 分	科 目	時間数	備 考
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	講 義	障害福祉に係る制度及びサービスに関する講義	3	移動の介護に係る制度及びサービスに関する講義を行うこと。
		身体障害者居宅介護等に関する講義	3	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
		全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2	
		基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義	3	
		障害者の心理に関する講義	1	
	演 習	車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習	4	
合 計			16	

別紙3

科目が免除になる場合について

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎過程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - ・ 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- (2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - ・ 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - ・ 居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
 - ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (4) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
 - ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障害に関するもの
 - ・ 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障害に関するもの

- (5) 行動援護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
- (6) 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧告示」という。）に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号。以下「15年告示」という。）に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- ・ 障害福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
 - ・ 居宅介護に関する講義（3時間）
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
- (7) 旧告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
 - ・ 居宅介護に関する講義（3時間）
 - ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの
 - ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護にかかる技術に関する講義

(8) 旧告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・ 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ・ 居宅介護に関する講義（3時間）
- ・ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(9) 旧告示および15年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・ 居宅介護に関する講義（3時間）
- ・ 障害者及び老人の疾病及び障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ・ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義

別紙 4

講師選定基準

- 1 「福祉系学校等」とは、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、介護福祉士養成所、社会福祉士養成所、看護師（准看護師、保健師、助産師）養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所、保育士養成所、社会福祉主事養成機関、介護福祉士受験資格を取得できる高等学校をいう。
- 2 各科目（教科）の「担当講師」欄に掲げる有資格者等の業務に従事していた時期は、原則として過去5年以内とする。
- 3 医学及び看護に関する科目（教科）を除き、看護師等は、訪問看護若しくは居宅介護、訪問介護を行っていること、又は訪問系サービスと連携をとって活動していることを要する。
- 4 下表以外のもので、業績を審査することによって当該科目の担任が適任であると知事が認めた場合は、可とする。

○居宅介護職員初任者研修課程

科目名	教科名	担当講師要件
(1) 職務の理解	①多様なサービスの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事し、福祉サービスに従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	②介護職の仕事内容や働く現場の理解	
(2) 介護における尊厳の保持・自立支援	①人権と尊厳を支える介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・看護業務等に5年以上従事し、福祉サービスに従事した経験を有する看護師、保健師 ・ケアプラン作成業務に5年以上従事している介護支援専門員 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	②自立に向けた介護	
(3) 介護の基本	①介護職の役割、専門性と多職種との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事し、福祉サービスに従事した経験を有する看護師、保健師 ・ケアプラン作成業務に5年以上従事している介護支援専門員 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	②介護職の職業倫理	
	③介護における安全の確保とリスクマネジメント	

	④介護職の安全	等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
(4)介護・福祉サービスの理解と医療との連携	①障害者福祉制度 ③医療との連携とリハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・当該制度に関する業務を担当している行政関係職員 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・ケアプラン作成業務に5年以上従事している介護支援専門員 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	②医療との連携とリハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士 ・介助業務に5年以上従事している言語聴覚士 ・医師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・ケアプラン作成業務に5年以上従事している介護支援専門員 ・看護業務等に5年以上従事し、福祉サービスに従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
(5)介護におけるコミュニケーション技術	①介護におけるコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・ケアプラン作成業務に5年以上従事している介護支援専門員
	②介護におけるチームのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事し、福祉サービスに従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
(6)障害の理解	①障害の基礎的理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	③家族の心理、かかわり支援の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
(7)認知症・行動障害の理解	①認知症を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師
	②認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	④家族への支援	

	②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	⑤行動障害とは	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者の直接支援業務に5年以上従事し、かつ岐阜県が実施するサービス管理責任者研修を修了している者
	⑥自閉症の理解・自閉症の障害特性	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者の直接支援業務に従事している医師、心理判定員、臨床心理士
	⑦行動障害が起きる背景の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師
	⑧行動障害を起こさないようにするための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師 ・発達障害者支援センターで5年以上業務に従事している職員またはその業務経験者
(8) 老化の理解	①老化に伴うこころとからだの変化と日常	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師
	②高齢者と健康	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
(9) こころとからだのしくみと生活支援技術	基本知識の学習 (①介護の基本的な考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事し、福祉サービスに従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	基本知識の学習 (②介護に関するこころのしくみの基礎的理解)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・医師 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師
	基本知識の学習 (③介護に関するからだのしくみの基礎的理解)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	生活支援技術の講義・演習 (④生活と家事)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	生活支援技術の講義・演習 (⑤快適な居住環境整備と介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士
	生活支援技術の講義・演習 (⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師

	生活支援技術の講義・演習 (⑦移動・移乗に関連した ところからだのしくみ と自立に向けた介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士
	生活支援技術の講義・演習 (⑧食事に関連したこ ところからだのしくみと自 立に向けた介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	生活支援技術の講義・演習 (⑨入浴、清潔保持に関 したところからだのし くみと自立に向けた介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	生活支援技術の講義・演習 (⑩排泄に関連したこ ところからだのしくみと自 立に向けた介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	生活支援技術の講義・演習 (⑪睡眠に関連したこ ところからだのしくみと自 立に向けた介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	生活支援技術の講義・演習 (⑫死にゆく人に関 したところからだのし くみと終末期介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師 ・医師 ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
	生活支援技術の講義・演習 (⑬介護過程の基礎的理 解)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事した経験を有する看護師、保健師
	生活支援技術の講義・演習 (⑭)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師
(10) 振り返り	①振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事し、福祉サービスに従事した経験を有する看護師、保健師
	②就業への備えと研修終 了後における継続的な研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは読み替え可能な科目を担当する講師

○障害者居宅介護従業者基礎研修課程

教科名	担当講師要件
サービス提供の基 本視点	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・生活者支援の視点に立脚し・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者修了者に限る。） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員

障害者自立支援制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員
老人福祉の制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・老人施設で5年以上施設運営に関する業務を担当している職員
居宅介護概論	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員
サービス利用者の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員
介護概論	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員
家事援助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・栄養管理業務に5年以上従事している栄養士、管理栄養士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員
医療の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
心理面への援助方法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員
共感的理解と基本的態度の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員

介護技術入門	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 <p>※以下の介護は、理学療法士・作業療法士可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の歩行の介護 ・車椅子への移乗等の介護 ・車椅子等での移動の介護 ・視覚障害者の歩行の介護 <p>※以下の介護は、救急救命士・救急法指導員可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応法
居宅介護の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員

○重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

教科名	担当講師要件
障害者総合支援制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員
居宅介護従業者の職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の事務を担当している行政関係職員 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員
介護概論	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員
基本介護技術	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 <p>※以下の介護は、理学療法士・作業療法士可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の歩行の介護 ・車椅子への移乗等の介護 ・車椅子等での移動の介護 ・視覚障害者の歩行の介護 <p>※以下の介護は、救急救命士・救急法指導員可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応法

重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・5年以上従事している言語療法士 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している理学療法士 ・介護業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
外出介護技術	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ※以下の介護は、理学療法士・作業療法士可 <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の歩行の介護 ・車椅子への移乗等の介護 ・車椅子等での移動の介護 ・視覚障害者の歩行の介護 ※以下の介護は、救急救命士・救急法指導員可 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応法

○重度訪問介護従業者養成研修追加課程

教科名	担当講師要件
医学の基礎知識 I	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
在宅介護の基礎知識 I	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
コミュニケーション技術	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・5年以上従事している言語療法士 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している理学療法士 ・介護業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
緊急時の対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・救命救急士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員

介護実習	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 <p>※以下の介護は、理学療法士・作業療法士可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の歩行の介護 ・車椅子への移乗等の介護 ・車椅子等での移動の介護 ・視覚障害者の歩行の介護 <p>※以下の介護は、救急救命士・救急法指導員可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応法
------	--

○重度訪問介護従業者養成研修統合過程

教科名	担当講師要件
障害者総合支援制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員
居宅介護従業者の職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の事務を担当している行政関係職員 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員
介護概論	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員
コミュニケーション技術	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・5年以上従事している言語療法士 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している理学療法士 ・介護業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
喀痰吸引の手順と緊急時の対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の対象者）を修了し、喀痰吸引等研修登録研修機関の講師として登録されている医師、保健師、助産師、看護師
経管栄養の手順と緊急時の対応	
喀痰吸引に関する演習	

基本介護技術	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 <p>※以下の介護は、理学療法士・作業療法士可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の歩行の介護 ・車椅子への移乗等の介護 ・車椅子等での移動の介護 ・視覚障害者の歩行の介護 <p>※以下の介護は、救急救命士・救急法指導員可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応法
重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・5年以上従事している言語療法士 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している理学療法士 ・介護業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
外出介護技術	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 <p>※以下の介護は、理学療法士・作業療法士可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の歩行の介護 ・車椅子への移乗等の介護 ・車椅子等での移動の介護 ・視覚障害者の歩行の介護 <p>※以下の介護は、救急救命士・救急法指導員可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応法
介護実習	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 <p>※以下の介護は、理学療法士・作業療法士可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者の歩行の介護 ・車椅子への移乗等の介護 ・車椅子等での移動の介護 ・視覚障害者の歩行の介護 <p>※以下の介護は、救急救命士・救急法指導員可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応法

○同行援護従業者養成研修一般課程

教科名	担当講師要件
外出保障	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員

<p>視覚障害の理解と疾病①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
<p>視覚障害の理解と疾病②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
<p>障がい者（児）の心理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・相談業務に5年以上従事している臨床心理士、精神保健福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
<p>障がい者（児）福祉の制度とサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
<p>同行援護の制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者

同行援護従業者の 実際と職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
代筆・代読①	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
誘導の基本技術①	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員

誘導の基本技術②	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
誘導の応用技術 （場面別・街歩き①）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
誘導の応用技術 （場面別・街歩き②）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
交通機関の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
<p>注）社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が主催する視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修の講師または当研修を修了した者については、講師要件を満たすものとする。</p>	

○同行援護従業者養成研修応用課程

教科名	担当講師要件
サービス提供責任者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者
様々な利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者
個別支援計画と他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者
業務上のリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者

従業者研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者
同行援護の実務上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・同行援護事業所のサービス提供責任者
<p>注）社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が主催する視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修の講師または当研修を修了した者については、講師要件を満たすものとする。</p>	

○行動援護従業者養成研修課程

教科名	担当講師要件
強度行動障害があるものの基本的理解に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師、看護師 ・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士 ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師 ・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士 ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師 ・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士 ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
強度行動障害と生活の組立てに関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者

基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師 ・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士 ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	
行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	
障害特性の理解とアセスメントに関する演習	
環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	
記録に基づく支援の評価に関する演習	
危機対応と虐待防止に関する演習	

○視覚障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	担当講師要件
障害者総合支援制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
移動介護の制度と業務	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員

居宅介護概論	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
居宅介護従業者の職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉又は家庭の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
疾病、障害の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員
移動介助の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
障がい者（児）の心理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・相談業務に5年以上従事している臨床心理士、精神保健福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の福祉の免許状を有する教員 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員 ・相談援助業務に5年以上従事している相談支援専門員

移動介助の基本技術	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
屋内の移動介助	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
屋外の移動介助	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
応用技能	<ul style="list-style-type: none"> ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・福祉系学校で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・視覚障がい者の介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・移動支援業務に5年以上従事している視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行訓練士 ・国立機関等が養成する視覚障害生活訓練等専門職員 ・視覚障がい者の訓練業務に5年以上従事している作業療法士、理学療法士 ・視覚障がい者（児）施設で5年以上業務に従事している指導員、生活支援員
<p>注) 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が主催する視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修の講師または当研修を修了した者については、講師要件を満たすものとする。</p>	

○全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	担当講師要件
障害者総合支援制度とサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員
移動介護の制度と業務	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
居宅介護概論	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
居宅介護従業者の職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の事務を担当している行政関係職員 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
重度肢体不自由者（児）における障がいの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・障害者支援施設等に5年以上従事している生活支援員等 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
介助に関わる車いす及び装具等の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士 ・5年以上従事している義肢装具士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
姿勢保持について	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
コミュニケーションについて	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・5年以上従事している言語療法士 ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介護業務に5年以上従事している理学療法士 ・介護業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
事故防止に関する心がけと対策	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・救命救急士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員

障がい者（児）の心理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業務に5年以上従事している介護福祉士 ・相談援助業務に5年以上従事している社会福祉士 ・介護業務に5年以上従事している居宅介護従事者（居宅介護初任者研修、旧1級又は旧2級の各課程修了者）又は介護員（介護職員初任者研修、実務者研修、旧介護員研修の各課程修了者） ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・相談業務に5年以上従事している臨床心理士、精神保健福祉士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
抱きかかえ方及び移乗の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員 ・障害者支援施設等の生活支援員等 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
車いすの移動介助	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員 ・障害者支援施設等の生活支援員等 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員
生活行為の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者 ・障害福祉サービス事業所等で5年以上業務運営に関する業務を担当している職員 ・障害者支援施設等の生活支援員等 ・看護業務等に5年以上従事している看護師、准看護師、保健師 ・介助業務に5年以上従事している理学療法士 ・介助業務に5年以上従事している作業療法士 ・福祉系学校等で類似教科を教えている教員 ・高等学校の看護の免許状を有する教員

第 号

修了証明書

氏名
年 月 日生

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の（別記）課程を修了したことを証明する。

年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者名

印

第 号

修了証明書（携帯用）

氏名
年 月 日生

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の（別記）課程を修了したことを証明する。

年 月 日

居宅介護職員初任者等事業者名

印

（別記）

- ・ 居宅介護職員初任者研修
- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修基礎
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修追加
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修統合
- ・ 同行援護従業者養成研修一般
- ・ 同行援護従業者養成研修応用
- ・ 行動援護従業者養成研修
- ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修
- ・ 全身性障害者移動介護従業者養成

